

平成25年9月

関与先様各位

認定経営革新等支援機関
畑野洋一郎税理士事務所

卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の皆様へ

商業、サービス業の設備投資を応援する特別な税制措置を受けることができます。

～例えば、こんな設備投資が対象です～

新しい商品を販売するため、陳列棚を入れる

レジスターを入れ替える

古くなった看板など店の外装をきれいにする

設備投資を考えている方は、経営革新等支援機関に認定されています当事務所にご相談ください。

この制度を使えば、設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす（30%特別償却）か、税額の控除（7%）を受けることができます。その結果、納税額が少なくなります。

経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除）

対象者：青色申告書を提出する従業員1000人以下の中小企業者等

適用要件：経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること

対象資産：減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品」「建物附属設備」

具体的には、**経営上の課題**（顧客のニーズの変化への対応、顧客数の低下、販売単価（利用料金）等の低下、設備の老朽化、事業効率の低下など）があり、**課題解決のための取組み**（新商品・新サービスを提供する、広告等販売促進活動を強化する、レイアウトの変更等により店舗の雰囲気改善する、提供する商品・サービスの質を高める、事業効率を改善するなど）のために必要な設備を購入するという流れとなる必要がありますが、購入前にご相談頂く必要があります。